

平成26年度包括外部監査の結果に関する報告書

(産業振興に係わる事業の事務の執行について)

指摘事項	措置状況
第2章 商業	
第2 監査対象事業等	
2 中小企業振興資金融資事業費	
預託金の適切な運用について	
<p>預託金（見込額）と市債残高（見込額）を比較して預託金が多い場合に、預託金を全額決済用預金にしている。</p> <p>市債残高を超えない額については、利息を收受できる預金（定期預金や譲渡性預金など）で運用すべきである。</p>	<p>経済観光部経済総務課</p> <p>平成27年度預託契約から、預託金（見込額）と市債残高（見込額）を比較して前者の方が大きくなる場合には、当該市債残高を超えない範囲で利息を收受できる利子付預金により預け入れを行うこととした。</p> <p>平成28年度預託契約からは、上記取扱を4月1日付の当初預託分に限ることとし、期中預入分にかかる預託については一律、決済用預金とする。</p>
36 施設管理費（工芸センター）	
外部公表数値の誤りについて	
<p>「平成25年度 公共施設評価シート」で公表されている平成23年度の管理経費数値に誤りがあった。これは、人件費に集計される通勤手当をその他支出においても二重に集計したことにより発生したものである。公表前における内部検証を徹底する必要がある。</p>	<p>経済観光部工芸センター</p> <p>今後同様の事務の誤りが発生しないよう所内において注意喚起を行うとともに、複数職員による数値等の事前検証を徹底することとした。</p>
第3 現場視察等	
1 旭川市工芸センター	
①簿外現金について	
<p>現金受払簿に記載されていない簿外現金とこの簿外現金の記録簿が存在した。</p> <p>今回は発覚後速やかに原因調査、対応、再発防止策の実行がなされているとしても、今回のことが重大な問題であることを職員に徹底し、他部署において同様の問題が発生しないようにすることが重要である。</p>	<p>経済観光部工芸センター</p> <p>原因調査の結果、使用料及び手数料の現金収納事務における釣銭不足時の簿外現金による立替及びその精算漏れ、過年度収納金の調定漏れが判明したことから、再発防止に向け所内全職員への収納事務に関する指導を行うとともに、納付書交付による収納手続きに変更した。</p> <p>会計課</p> <p>各現金出納員宛てに文書で、不適正な簿外現金の管理及び出納業務のチェック不足等は、現金出納員の事務処理において重大な問題であるため、今後同様の問題が発生しないよう、現金の出納及び保管について厳正に行うよう指示した。</p>

指摘事項	措置状況
②備品・試作品の管理不備について	
<p>備品登録抹消手続きをせずに現物を破棄したものの、管理台帳上と実際の保管場所が異なっているもの、備品番号シールの貼付が無いもの、備品登録されているが使用見込がほとんどなく廃棄・売却を検討すべきもの、備品台帳から削除され廃棄待ちのため他の備品と混在しないようにするべきもの、備品と試作品を一目で区別することが難しく精査した上で整理すべきものがあった。</p>	<p>経済観光部工芸センター 工場・試験室内の備品について、備品番号シールのほかに色別のシール等を貼付することで備品識別を容易にするとともに、一式で登録されシールの貼付が困難な刃物等は箱や棚にまとめるなど各種管理方法の見直しを行った。 また、職員に保管場所の移動時の処理の徹底について指導するとともに、使用見込みがない備品及び備品台帳から削除済で廃棄待ちとなっていたものについては、平成27年2月をもって処分を完了した。</p>
2 旭川市工業技術センター	
①使用できない領収証の保管について	
<p>耐火金庫内に前任のセンター長名のゴム印が押印されているため使用できない機械等使用料の整理票（領収証書）1冊、試験等手数料の整理票（領収証書）4冊が保管されていた。 使用頻度を考慮して必要な分だけ押印するべきであり、また使用できない領収証書については早急に返却又は廃棄処理をしなければならない。</p>	<p>経済観光部産業振興課 指摘のあった整理票（領収証書）については、廃棄処理した。</p>
②備品の管理不備について	
<p>備品登録されているが長期間使用されていないもの、備品登録されていないもの、備品番号シールと台帳の備品番号が異なっているものがあった。</p>	<p>経済観光部産業振興課 ①登録されているが長期間使用されていない備品に関しては、アルミ技術試験用のもので現在も使用可能であり、売却・廃棄を行えば、必要なときにアルミ技術試験の実施ができなくなることで、保有に係る行政コストが0円であることから、現状のまま保管することとした。 ②備品登録されていないものについては、備品登録もれであったため、備品登録を行った。 ③備品番号シールと台帳の備品番号が異なっていたものについては、正しい番号で備品番号シールの貼り替えを行った。</p>
3 経済総務課， 経済交流課， 産業振興課， 企業立地課および観光案内所	
(1) 経済総務課	
備品の管理不備について	
<p>備品シールがはがれているもの、付番が漏れているもの、備品管理台帳に登録がないものがあった。</p>	<p>経済観光部経済総務課 全ての備品にシールを貼付し、管理台帳を修正した。</p>

指摘事項	措置状況
(2) 経済交流課	
備品の管理不備について	
<p>備品移動申請済だが備品管理台帳に記載があるもの、修理見積のため持出し中で現物確認ができなかったもの（払出簿の作成が望ましい）、備品シールの貼付がないものがあつた。</p>	<p>経済観光部経済交流課 備品台帳を修正し、持ち出し備品の管理簿を整備した。また全ての備品にシールを貼付した。</p>
<p>まちなか交流館において、まちなか交流館所有の備品に経済交流課の備品シールが貼付されているもの、備品シールがはがれているものがあつた。 また、市の貸付物品が物品庫に保管され、数年間利用されていなかった。契約更新のつど使用状況を確認し、不要な物品は返却させるべき。</p>	<p>経済観光部経済交流課 ①備品シールの貼り誤り及びはがれていたものを含め、貸出備品を再点検し、全て正しく備品シールを貼付した。 ②貸出備品を整理し、使用していない物品は返却させた。</p>
(5) 観光課	
備品の管理不備について	
<p>備品シールがはがれているもの、備品シールと管理台帳の備品番号が異なるものがあつた。</p>	<p>経済観光部観光課 備品シールがはがれているものについては新たに貼付し、備品シールと管理台帳の備品番号の異なるものは、管理台帳を正しく修正した。</p>
4 経済観光部所管の不動産	
今後の予定が具体的になっていない遊休資産について	
<p>あさひかわ若者サポートステーション貸付地、旭川共同職業訓練センター貸付地、商工部資材庫及びイベント作業分室は現在使用していないが、比較的良い場所にあることから、資産の有効活用又は売却を検討するべきである。</p>	<p>経済観光部経済総務課 あさひかわ若者サポートステーション貸付地、旭川共同職業訓練センター貸付地については、認定こども園用地として活用するため、こども育成課に管理替えを行った。 経済観光部観光課 商工部資材庫及びイベント作業分室については、用途がなくなったため建物を取り壊した。なお、土地は所管する福祉保険部において売却等の検討を行っている。</p>
第3章 農業	
第3 産地づくり・クリーン農業の推進	
2 水稻・一般畑作・野菜・果樹・花き	
②環境保全型農業直接支援対策事業費	
添付資料について	
<p>2法人について、平成25年度の交付金に係る書類（環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書）であるにも関わらず、前年度ではなく平成23年度の書類が添付されていた。 交付金支給対象者への確認がされておらず、確認作業が形骸化している可能性があるため、より一層の慎重な対応が必要である。</p>	<p>農政部農業振興課 申請書類の審査にあたって、より厳密なチェックを行い、不明な点等については、都度、確認作業を実施することとした。</p>

指摘事項	措置状況
3 畜産	
①旭川市営牧場管理費	
(ア)備品について	
指定管理者所有の備品については、市の備品と明確に区別できるよう標示を添付すべきである。	農政部農業振興課 指定管理者所有の備品に区別できるよう標示を付した。
使用不能として備品登録から削除されている「温水洗浄機」が倉庫に放置されていたので、廃棄処理が必要である。	農政部農業振興課 廃棄処理を行った。
(イ)指定管理者の事業報告について	
平成25年度の事業報告書において、牧場用機械一覧表の備品番号に誤りがあった。	農政部農業振興課 事業報告書を訂正した。
平成25年度の事業報告書において、平成25年度収支（決算額）と平成26年3月分収支報告の金額に相違があった。	農政部農業振興課 事業報告書を訂正した。
平成25年度の事業報告書の平成25年度収支（決算額）中に市の支出項目が記載されており、市の決算確定前の金額であったため、市の決算額と不一致であった。 指定管理者の事業報告書には、指定管理者の支出のみを記載すべきである。	農政部農業振興課 当該ページについては削除し、代わりに指定管理者の収支状況が把握できる資料を添付した。
5 農業農村整備	
⑧管理事務費（飲雑用水施設ほか）	
業務完了届の点検について	
共栄地区ほか水道施設草刈業務委託の業務完了届において、安全訓練実施の写真が添付されているが、参加者の服装が明らかに季節の異なる時期の服装の写真であった。 単なる不注意であるものの、書類の点検に一層の慎重さを求める。	農政部農林整備課 業務履行受託者に対し、適正な報告（写真）を指導した。また、提出書類の点検を徹底することとした。
第4 都市と農村の交流	
1 若者の郷施設管理費	
備品台帳の不備および備品の管理について	
備品台帳に登録されていない物品、備品台帳に登録された備品名称に誤りがあるもの、所在不明の備品があった。 備品台帳については、年次協定書に添付されているものであるから、年次協定締結の都度確認を行わなければならない。	農政部農政課 指摘のあった資産（備品）について、備品台帳登録及び備品番号貼付、誤名称の訂正、所在不明備品の登録削除を行い、併せて協定書備品一覧表を修正するため、基本協定書の変更に係る協定書を締結した。また、平成27年度年次協定締結の際、備品台帳の確認を行った。

指摘事項	措置状況
事業報告中の収支報告について	
<p>指定管理者の経費支出の中に、指定管理者会計区分において伝票処理がされておらず、誤って計上されたものがあった。</p> <p>定期監査（平成26年度No. 2）で指摘されており、市は報告を受け取る際に十分な点検が必要である。</p>	<p>農政部農政課</p> <p>指摘を受け、経費の収支報告書の支出金額誤りについては正しい支出額に訂正した。また、平成27年度から収支状況を明示する新たな会計帳簿を備え付け運用しており、毎月の収支を明確化し報告数値の誤りや不適切な会計処理が発生しないよう努め、疑義があるものについて適時把握できるように管理している。</p>
2 農村地域センター施設管理費	
備品台帳の不備について	
<p>①旭正農業構造改善センター</p> <p>備品番号の貼り間違い、備品ではない物品に誤って備品シールを貼っているもの、使用しておらず廃棄の検討を要するものがあった。</p>	<p>市民生活部市民活動課</p> <p>備品管理事務の不備については、備品シールを本来の備品に貼り直す等、必要な措置をした。また、使用していない備品の廃棄については、市の財政状況や優先度を踏まえた上で、計画的に処分する。</p>
<p>②永山ふれあいセンター</p> <p>備品シールが貼られていないもの、備品シールが不完全な状態のもの、使用しておらず廃棄の検討を要するもの、備品かどうか判別できないものがあった。</p>	<p>市民生活部市民活動課</p> <p>備品管理事務の不備については、備品かどうか判別できなかった物品を備品登録する等、必要な措置をした。また、使用していない備品の廃棄については、市の財政状況や優先度を踏まえた上で、計画的に処分する。</p>
<p>③東鷹栖農村活性化センター</p> <p>備品台帳で廃棄処理をした後、そのまま使用しているものがあった。</p>	<p>市民生活部市民活動課</p> <p>備品として再度登録した。</p>
<p>④西神楽農業構造改善センター</p> <p>備品シールが貼られていないもの、備品シールが劣化し判読不能なものがあった。</p>	<p>市民生活部市民活動課</p> <p>備品管理事務の不備については、備品シールを再作成し貼付する等、必要な措置をした。</p>
<p>⑤東旭川農村環境改善センター</p> <p>備品かどうか判別できないもの、使用しておらず廃棄の検討を要するもの、備品シールの貼り間違いがあった。</p>	<p>市民生活部市民活動課</p> <p>備品管理事務の不備については、備品かどうか判別できなかった物品を備品登録する等、必要な措置をした。また、使用していない備品の廃棄については、市の財政状況や優先度を踏まえた上で、計画的に処分する。</p>
未使用の領収書綴りの簿冊管理について	
<p>東旭川農村環境改善センターにおいて、領収書綴りの受払簿が作成されていなかった。未使用の綴りが常時何冊あるかを明らかにしておかなければならない。</p> <p>会計課に照会したところ、統一した受払簿の作成を指示しておらず、今後作成するとの回答を得た。</p>	<p>市民生活部市民活動課／会計課</p> <p>会計課から各現金出納員宛てに文書で、現金領収書は現金同様適切に管理することを通知するとともに、領収書の使用状況等を把握するために現金領収書受払簿を作成することを指示し、参考様式を示した。</p>

指摘事項	措置状況
温風暖房器点検の未実施	
<p>旭正農業構造改善センター及び永山ふれあいセンターにおいて、平成25年度にの仕様書に温風暖房器の点検が年1回とされているが、実施していなかった。 仕様書に示された点検は全て実施しなければならない。</p>	<p>市民生活部市民活動課 当該点検を仕様書どおり今後実施するよう指定管理者に指導したほか、その履行状況を事業報告書で確認した。なお、平成26年度は、11月分と12月分の事業報告書で両施設の点検を確認した。</p>
5 21世紀の森施設管理費	
平成25年度の事業報告書について	
<p>平成25年度の事業報告書に誤りがあった。書類の点検に一層の慎重さを求める。</p>	<p>市民生活部スポーツ課 内容を精査するとともに、書類の点検をより慎重に行うこととした。</p>
備品の管理状況について	
<p>他の備品と同じ備品番号のシールが貼られているもの、保管場所が移転されているものがあった。</p>	<p>市民生活部スポーツ課 シールの修正及び保管場所の見直しを行った。</p>
6 嵐山レクリエーション施設管理費	
指定管理者の取得した備品	
<p>指定管理者が管理経費で物品を購入した場合、当該物品を市に帰属させることとなっているが、寄附採納が遅れた事例があった。 物品購入は指定管理者の年度計画から予想できる場合が多いため、年度当初から指定管理者に速やかな手続きを呼びかけなければならない。</p>	<p>市民生活部スポーツ課 指定管理者が購入した物品については、速やかに寄附採納の手続きを取るとともに、早期の段階で購入計画の把握に努めることとした。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に関する報告書

(産業振興に係わる事業の事務の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
第2章 商業	
第2 監査対象事業等	
7 海外経済交流推進事業費	
処理科目の適正化について	
<p>あさひかわ海外経済交流推進委員会の支出実績の報償費には地場産品PR用ノベルティグッズ代が含まれているが、報償費ではなく需用費など適切な科目で予算及び決算をすべきである。</p>	<p>経済観光部経済交流課 指摘のとおり適切な科目で計上した。</p>
10 まちなかマネジメント賑わい創出事業費	
チャレンジショップの必要性について	
<p>まちなか交流館にあるチャレンジショップは利用実績がない状況なので、必要性や利用条件などを再検討すべきである。</p>	<p>経済観光部経済交流課 展示スペースなどとして、有効活用を図ることとした。</p>
14 地域企業育成事業費	
①債務超過に関する要件	
<p>市が指定した事業者への助成金交付について、指定の要件に財政面の要素として債務超過に関する要件を追加すべきと考える。</p>	<p>経済観光部企業立地課 運用要領を改正し、助成金交付決定において事業者の財務状況を判断する基準を明記した。</p>
②新設の内容の明示（既存施設の取得）について	
<p>市が指定した事業者への助成金交付について、指定の要件に「市内に工場等の新設又は増設をした者」とあり、これは新規の施設・設備であることを要件としておらず、既存施設・中古物件も対象となる。 既存施設の取得を含む旨を、制度の周知のための説明書などに明示することを検討すべきと考える。</p>	<p>経済観光部企業立地課 当課ホームページにおいて、工場等の新設及び増設には既存施設の取得、賃借等も含む旨を明示した。</p>
15 企業誘致費	
用語の説明について	
<p>「経済観光部 施設の概要」において誘致企業件数と立地企業件数を公表しているが、一目では内容が理解できないので、それぞれの用語の意味を注記することが望ましいと考える。</p>	<p>経済観光部企業立地課 「H27年度経済観光部 施策の概要」からは、誘致及び立地企業の件数ではなく、誘致企業名を公表することとした。</p>
24 技術指導行政費（旭川市工業技術センター）	
工業技術センターの有効活用について	
<p>年度により利用状況は異なるため、短期的視点からではなく、長期的な視点から工業技術センターの存在意義について検証する必要があると考える。</p>	<p>経済観光部産業振興課 当センターは、経済環境の変化などの影響により、利用状況は年度で大きく異なるが、ものづくり総合支援センターを構成する機関として、機械金属製造業界を支援する役割を担っており、今後のセンターの利用状況や業界団体などの意見を踏まえた上で、長期的視点から存在意義を検証する考えである。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
第3 現場視察等	
4 経済観光部所管の不動産	
契約書における面積相違について	
道北労福センター貸付地の面積は1,141.75㎡であるが、賃貸契約書は1,141.35㎡となっており、貸付期間中の合筆により地籍増となったため不一致となっている。	経済観光部経済総務課 貸付契約更新の際、公有財産賃貸借契約書に記載している貸付物件の地積を1,141.75㎡に修正した。
第3章 農業	
第2 担い手の育成	
(5) 農業経営強化資金融資事業費	
金融機関への指導および周知の徹底について	
(農業経営改善資金利子補給金) 貸付け限度額を超過し、貸付けを取り消したものがあつた。 金融機関の融資担当者が変わった際に改めて事業の要綱を配付するなどして、事業内容を正確に把握してもらうよう、周知の徹底が重要である。	農政部農政課 年度当初に本資金の事務処理について不明な点がないか、各融資機関を訪問して意見を聞き取り指導したほか、担当者によって融資判断を誤ることのないよう、明確な文言になるよう要綱を改正した。
貸付けの取消しに係る規定の見直しについて	
(農業経営改善資金利子補給金) 市が利子補給の取消しのみならず、貸付けの取消しまで金融機関に求めることができるという要綱の規定は、制度申請者への影響が大きいと同時に、市の権限の根拠が不明であるため、規定の見直しを検討するべきである。	農政部農政課 指摘のあったとおり要綱を見直し、本市においては利子補給承認の可否のみ判断するものとして、貸付の取消を金融機関に求める規定を削除した。
起案書の記載誤りにについて	
(農業経営改善資金利子補給金) 貸付けの取消しに係る起案書において、貸付額等の金額の記載の誤りが散見された。 起案書には起案者の他に5名が押印しているものの記載誤りがあり、承認が形骸化している可能性があるため、より一層慎重な対応が必要である。	農政部農政課 承認の形骸化を防ぐため、起案書を慎重に確認することとした。
経営実績表の記載誤りにについて	
(農業経営自立支援資金) 経営実績表に記載誤りがあつた。 利子補給を受けられるか否かを左右する重要な書類であるにも関わらず記載漏れがあつたことは問題であり、要綱において市長に当該書類を審査することが求められている以上、より一層慎重な対応が必要である。	農政部農政課 記載漏れがないよう、書類を慎重に確認することとした。

意見の概要	意見に対する考え方
第3 産地づくり・クリーン農業の推進	
2 水稻・一般畑作・野菜・果樹・花き	
①（新）経営所得安定対策直接支払推進事業費	
国から概算払いを受けた補助金の返還について	
補助金の返還はやむを得なかったと考えられるが、返還の事例が2年連続で発生しており、上川総合振興局のみならず市の事務手続きも煩雑化してしまうことから、概算払申請時の金額算定については、今後より一層の慎重な対応が必要である。	農政部農業振興課 概算払申請にあたり、需要額をより厳格に査定することとした。
⑤農産物等流通拡大支援事業費	
意見交換会の開催	
生産者と販売者の意見交換会の開催は、1年間に1回の開催でどれほどの効果があるのか疑問である。議論を何度も重ね、実施した事業を実りあるものにするのが求められると考える。	農政部農業振興課 意見交換会のほか、イベント終了後に反省会を開催し、次年度に向けた取組についても話し合いを実施した。
5 農業農村整備	
⑧管理事務費（飲雑用水施設ほか）	
入札時期の検討について	
入札日と業務開始日がかなり近い日で設定されていることは、契約者の業務体制の整備及び業務の引継ぎ等を考慮すると、本来妥当な準備期間であるとは考えられない。 旭川市契約事務取扱規則において、入札期日と業務実施時期の日程については定められていないが、定められた業務内容を確実に遂行するためにも、十分な準備期間を設けられる入札時期にする旨を入札のルールに盛り込む等の検討を要する。	農政部農林整備課 業務の引継ぎ期間については、仕様書を次のように改めた。 「（業務の引継ぎと習熟期間） 受託者は、業務受託にあたり、速やかに前受託者から、業務履行に関する留意事項の引継ぎを行うこと。これらに要する費用は、受託者の費用とする。 2 習熟期間は、契約日から60日以内とする。」 総務部契約課 今年度改訂した「契約事務の手引」において、十分な準備期間を設けるよう付記した。
第4 都市と農村の交流	
2 農村地域センター施設管理費	
備品登録台帳上は廃棄処理済みで使用している備品について	
旭正農業構造改善センターにおいて、備品台帳で廃棄処理をした後、そのまま使用している備品が2点あった。 廃棄費用の確保ができずあくまで補助的に使用しているものだが、補助的とはいえ使用しているものであるから、過去の備品登録を復活させるべきと考える。	市民生活部市民活動課 備品として再度登録した。
AED（自動体外式除細動器）の設置状況について	
AEDを設置する施設は、「AEDの適正配置に関するガイドライン」に基づき適切に管理運用し、本機を有効活用できる状態を維持することが望まれる。	市民生活部市民活動課 AEDを直ぐ取り出せるよう保管方法を見直したほか、AEDの配置場所が分かりやすくなるよう館内表示を増やす等、AEDを有効活用できる状態に改めた。

意見の概要	意見に対する考え方
5 21世紀の森施設管理費	
施設の今後の運営について	
<p>施設の今後の運営について、運営を維持するかどうかの観点も含め、議論されなければならない。</p> <p>北海道から施設が移管されたため交付された支援金により管理運営費の増大分が賄われる7年以内に、今後の運営方針を検討する必要がある。</p>	<p>市民生活部スポーツ課</p> <p>「キャンピングカーほっとステーション」として施設整備を図り、利用が多くなってきているキャンピングカーの受け入れ体制を整え、利用者増や利便性・快適性を高め、施設を運営していくこととした。</p>
第5 農業センター（花菜里ランド）	
備品台帳への記載について	
<p>備品台帳への記載が漏れていたものがあった。台帳への記載漏れがないように、手続きを検討すべきである。</p>	<p>農政部農業センター</p> <p>会計課と協議を行い、備品として登録した。</p>
農業センター施設管理業務の委託について	
<p>施設管理業務について、10年間に渡り同じ相手方と随意契約を締結しており、契約金額も他の委託契約と比較して安価でなく、平成20年度の包括外部監査で競争入札を実施すべきとの意見が提起されている。</p> <p>契約内容の特殊性から現状の方法による契約相手先の選定はやむを得ないと考えられるが、今後もより効率的な運用について継続して検討していくことが必要である。</p>	<p>農政部農業センター</p> <p>契約内容の特殊性を考慮し、他に担いうる相手方がいないかどうか、公募確認を実施しているが、参加意思を表示する業者が他に無く、結果として1者との随意契約となっているものである。</p> <p>競争性を担保するため、今後も継続的に公募確認を行う予定である。</p>
農業センターの管理費用について	
<p>平成20年度の包括外部監査における意見を受け、業務を外部委託した場合の費用と、委託した場合の当面の人員減に伴う削減効果額を試算し、その比較の結果、現状の体制での公園等の管理の効率が高いという結論に至っている。</p> <p>より効率的な農業センターの管理について継続して検討するとともに、試算の前提が目的に適合し妥当なものかどうか十分に考慮し比較の精度を高めていく必要がある。</p>	<p>農政部農業センター</p> <p>当該施設の臨時職員及び嘱託職員は、従前より農業公園のほか、試験栽培に使う露地ほ場、栽培ハウスの維持管理も行っているが、天候や作物の生育状況等によって業務内容が変わることが多く、日々、担当職員の業務指示に従って柔軟な体制を持って業務を行っているところである。</p> <p>このうち、公園等の管理部分に関して外部委託の可能性を検討した結果、試験研究補助業務等もあることから、単純な人件費削減にはつながらず、従前通り、公園管理業務と試験研究補助業務に柔軟に対応しながら業務遂行することが効果的であると判断しているところである。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に関する報告書

(産業振興に係わる事業の事務の執行について)

指摘事項	措置状況
第2章 商業	
第2 監査対象事業等	
36 施設管理費（工芸センター）	
・施設間における公表数値の集計範囲の相違について	
<p>「公共施設評価シート」において公共施設の管理経費が公表されているが、工業技術センターと工芸センターを比較したところ、平成23年度の人件費その他（臨時職員・嘱託職員）の集計方法が異なっていた。</p> <p>これらの公表数値については、全庁的ルールとして科目の集約範囲を定めていないことにより、施設間の統一が図られていない。今後統一して公表出来るよう見直しをしなければならない。なお、本事項は全庁的な見直しのため経済観光部単独にて取り組む事項ではない。</p>	<p>総務部行政改革課</p> <p>「公共施設評価シート」は平成25年度の行政評価の実施にあたり作成し公表したものであり、臨時職員・嘱託職員の人件費については、「人件費（その他）」の欄に実費を記入することとしていたところであるが、工芸センターにおいて産休代替の臨時職員に係る人件費を加算していなかったことから、これを再計算し、ホームページ及び市政情報コーナーで公表している当該シートを修正した。</p> <p>また、今後行政評価に係る資料を作成する際に、臨時職員・嘱託職員の人件費については実費を記入するよう、各課に改めて周知することとした。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に関する報告書

(産業振興に係わる事業の事務の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
第2章 商業	
第2 監査対象事業等	
38 補助金・負担金に係る点検について	
・点検票添付の義務付けについて	
<p>経済観光部が作成した補助金及び負担金の交付先団体における管理体制などをチェックする「補助金・負担金交付事業に係る事務処理点検表」は有用なものであり、起案文書への添付を義務付けるのが妥当であると考えます。</p> <p>ただし、補助金及び負担金は他部局にも多数あるため、全庁的な見直しとなることが考えられる。また点検表には説明不足や記載漏れがあり、十分に注意を払い有効な資料としなければならない。</p>	<p>総務部行政改革課 補助金等の支出については、旭川市補助金交付基準及び個別に作成する要綱等の規程に基づき支出することになるが、一般的には、当該規程に交付の目的、対象経費、補助基準、決定方法等、事務処理に必要な項目を具体的に定めており、仮に点検表の添付を義務付けた場合でも、点検表の内容が当該規程と重複してしまうこと、また、交付先団体における管理体制まで一律に確認する必要性は低いことから、点検表の全庁的な義務付けは行わないこととした。</p>
第3章 農業	
第4 都市と農村の交流	
2 農村地域センター施設管理費	
・リース物件であること（貸し手の所有権）の明示について	
<p>旭正農業構造改善センター及び西神楽農業構造改善センターにおいて、リース物品に貸し手の所有権標識シールが貼られていないものがあった。</p> <p>市の賃貸借契約書等の標準書式に所有権標識についての記載はないが、市の所有物とリース物件を区別することが必要なので、シール貼付をルール化すべきである。</p>	<p>会計課 借入物品については旭川市借入物品管理事務取扱基準に基づく物品受払簿との照合により管理するとともに、市の所有物品には備品一覧に基づき作成した備品ラベルが貼付されていることから、現在も借入物品と市の所有物品との区別をし管理が行われているものと考えます。</p> <p>貸し手側から所有権標識シールが与えられた場合は必ず貼付し、リース期間中管理することが適当であると認識している。</p>
第5 農業センター（花菜里ランド）	
（3）土壌診断推進事業費	
・計量証明事業について	
<p>土壌分析について、計量法上、地方公共団体は計量士の配置が必要となる都道府県知事の登録を要していないが、外部に委託となった場合、受託者には計量士の配置が義務付けられるため、受託者の選定が困難であると予想される。</p> <p>ただし、市が現在提供している業務と同等の内容を提供できる都道府県の登録事業者が出てきた場合は、現状を維持して市の直営事業とするか、外部への委託とするか検討する必要があると考えます。</p>	<p>農政部農業センター 土壌分析業務は、本市の農業を振興し、クリーン農業を推進するために当センターが試験研究機関として責務を担う必要があり、また外部委託するには受託者の選定が困難であることから、外部委託せず、市の直営事業として実施する方針である。</p> <p>なお、当該業務を行うことができる事業者が判明した際には、市の直営事業として継続するか検討する。</p>